



平成18年4月27日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 井 上 恵 久  
( 東 証 第 一 部 コード番号：4 3 1 2 )  
問 い 合 わ せ 先 コーポレート 高 橋 宏  
部門担当取締役  
電 話 番 号 0 3 - 5 9 7 8 - 5 4 0 1 (代)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月25日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の当社第21回定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、以下の通り変更するものであります。

#### 2. 定款変更の概要

- (1) 「会社法」の規定により、新たに定款に定めを置くことを要する事項について、変更案第4条(機関の設置)、変更案第7条(株券の発行)および変更案第6章(会計監査人)を置くものであります。また、端株制度の廃止に伴い、現行定款第8条(株式取扱規則)および現行定款第9条(名義書換代理人)を改正するものであります。
- (2) 安定的な株主総会の開催を可能とするため、変更案第13条(招集地)を置くものであります。
- (3) 株主総会の招集に際し、株主の皆様による公告閲覧の利便性を向上させるため、変更案第15条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)を置くものであります。
- (4) 近年、多種多様な会社業務が増大し続けている我が社の事情に鑑みて、これを円滑に執行するため、取締役の員数を増大することを可能にしたものであります(変更案第18条(取締役の員数))。
- (5) 従来の定款において定めが置かれていなかった事項について、新たに変更案23条(取締役会の招集権者および議長)を置くものであります。
- (6) より機動的な取締役会の運営を可能にするため、変更案25条(取締役会決議の省略)を置くものであります。
- (7) 社外取締役および社外監査役として広く優秀な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第29条(取締役の責任限定)および変更案第37条(監査役の責任限定)を置くものであります。
- (8) 会社法の定めにより一定の要件のもと、剰余金の処分を取締役会決議によって実施することが可能となったことから、機動的な配当政策を実施することにより株主様のご期待に応えるため、変更案第42条(剰余金の配当)を置くものであります。また、これに伴い、従来の定款に置かれていた中間配当に関する規定を削除するものであります。
- (9) 上記のほか、必要な規定の加除・修正・移設など、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

## 3. 定款変更案の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)            第1条 当社は、サイバネットシステム株式会社と称し、英文では Cybernet Systems Co.,Ltd. と表示する。</p> <p>(目的)            第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。            (1) 情報処理システムに関する調査、研究業務            (2) 情報処理システムに関する情報の収集、分析、処理業務            (3) 情報処理システムに関する情報提供サービス業務            (4) 情報処理システムに関するソフトウェアおよびハードウェアの設計、開発、販売、リースおよび使用権の許諾、保守、コンサルティング業務            (5) 情報処理システムに関するソフトウェアおよびハードウェアの賃貸借、輸出入業務            (6) 情報処理システムに関する操作要員の教育、訓練業務            (7) 情報処理システムに関する出版物の出版、編集、翻訳業務            (8) コンピュータネットワークによるソフトウェア利用、運用に関する技術援助、コンサルティング業務            (9) コンピュータネットワークを利用した情報提供サービス業務            (10) コンピュータネットワークを利用した通信販売業務            (11) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)            第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機関の設置)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を設置する。  <u>(1) 取締役会</u>  <u>(2) 監査役</u>  <u>(3) 監査役会</u>  <u>(4) 会計監査人</u></p>

<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1, 296, 000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">3 当社の株主名簿および端株原簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 296, 000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式にかかる株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める「株式取扱規則」による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および</u></p>
---	---

の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

### 第3章 株主総会

(総会の招集)

第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、取締役会の決議により招集する。

(新設)

(新設)

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に差支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(新設)

(総会の決議)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってする。

- 2 当社の株主総会における商法第343

び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株式に関連する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第3章 株主総会

(総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

- 2 (削除)

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集地)

第13条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(招集権者および議長)

第14条 (現行どおり)

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(総会の決議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を有する株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、

<p><u>条の定めによるべき特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)  <b>第13条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)  <b>第14条</b> 当会社の取締役は<u>7名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)  <b>第15条</b> 当会社の取締役は、株主総会において選任する<u>ものとする</u>。</p> <p>2 <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>3 <u>当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(取締役の任期)  <b>第16条</b> 当会社の取締役の任期は<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役の選任)  <b>第17条</b> 取締役会は、その決議をもって<u>取締役の中から、取締役社長1名のほか、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役等の名称の役付取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>会社を代表する取締役は、取締役会の</u></p>	<p>本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)  <b>第17条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)  <b>第18条</b> 当会社の取締役は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)  <b>第19条</b> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任)  <b>第20条</b> 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>(取締役の任期)  <b>第21条</b> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)  <b>第22条</b> 代表取締役は、<u>取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役</u></p>
---	---

<p><u>決議をもって定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集の通知)                  第18条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役の分掌)                  第19条 取締役社長は、取締役会を主宰するとともに取締役会の決議を執行し、会社業務を統括する。</p> <p>2 役付取締役は、取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理し、取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役の報酬)                  第20条 当社の取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(取締役会規則)                  第21条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除</p>	<p>社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長各1名のほか、取締役副社長、専務取締役および常務取締役等の名称の役付取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)                  第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)                  第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会決議の省略)                  第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(役付取締役の分掌)                  第26条 (現行どおり)</p> <p>2 役付取締役は、取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理し、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役の報酬等)                  第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規則)                  第28条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>き、「取締役会規則」において定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第22条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第23条 当社の監査役は、株主総会において選任するものとする。</p> <p>2 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p>3 <u>監査役および補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>4 <u>補欠者選任の効果は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>5 <u>補欠者は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第24条 当社の監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集の通知) 第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対</p>	<p>(取締役の責任限定) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の定めにより、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対</p>
---	--

<p>し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意あるときは、<u>招集の通知を省略して監査役会を開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役の報酬) 第26条 <u>当社の監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(監査役会規則) 第27条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、「監査役会規則」において定める。</p> <p>(常勤監査役) 第28条 <u>当社の監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催</u>することができる。</p> <p>(監査役の報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会規則) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の責任限定) 第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の定めにより、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) 第38条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第39条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
---	---

## 第6章 計算

(営業年度)

第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日からその翌年3月31日までとする。

(利益配当金)

第30条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し支払う。

(中間配当)

第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し中間配当をすることができる。

(新設)

(除斥期間)

第32条 利益配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 当社の利益配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない

## 第7章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当社は、次条に定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「期末配当」という)を行う。
- 3 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によつては定めない

(削除)

(基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、当社は任意に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第44条 配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金に対しては、利息をつけない。

※ 上記変更案は、平成18年4月27日開催の取締役会にて決議されたものです。本年6月23日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言等の修正を行うことがあります。

以上